

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ



「簡単な作業で高額報酬」など 甘い言葉には要注意

インターネットを介した宣伝広告によってお金を儲けるためのノウハウなどの情報を商品として販売する「**情報商材**」についてのトラブルが全国的に増えています。

情報商材の中には、「広告に書かれたような利益が得られなかった」などのトラブルや、情報商材のセミナーや講演会などに勧誘され、高額な契約をさせられてしまうことも少なくありません。

茨城県消費生活センター ☎22-2325

受付：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



情報商材の購入・契約を考えている場合は

- ① **自分が納得できない商材には近寄らずに、購入する際には契約内容を確認し納得してから購入しましょう。**
情報商材は中身確かめて購入することはできません。
- ② **高額な契約への勧誘や最初の話と違うときは、はっきり契約を断りましょう。**
商材のメリットばかりに気を取られずに、不明な点や理解できない部分がある場合は絶対に契約をしてはいけません。
- ③ **クレジットカードによる高額決済や長期ローンを組んでまで契約をしないようにしましょう。**
トラブルに巻き込まれたときや、契約をしてしまい、どうしたらいいかわからないときには、消費生活センターへご相談ください。